

小菅村地域福祉計画

令和3年3月

小菅村

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 小菅村の現状	3
1. 人口と世帯の状況	3
2. 就業状況	6
3. 高齢者・障害者の状況	7
4. 地域福祉に関わる資源の状況	10
第3章 計画の基本的な考え方	13
1. 基本理念	13
2. 基本目標	13
3. 施策の体系	14
第4章 推進施策	15
基本目標1 支えあいの輪を拡げる地域づくり	15
1. 福祉意識の醸成	15
2. 共に支えあう環境の充実	16
基本目標2 安心して生活できる環境づくり	18
1. 多様な福祉サービスの充実	18
2. サービス利用の促進	20
基本目標3 暮らしやすい生活の基盤づくり	21
1. 安全・安心な生活環境の充実	21
2. 生活しやすいむらづくりの推進	22
第5章 計画の推進にあたって	23
1. 計画の推進体制	23
2. 計画の点検・評価	23

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

少子高齢化が進行する中で、高齢者の世帯の増加や核家族化の進行、ライフスタイルの変化等が生じ、地域におけるつながりが希薄化しています。その中で、育児、介護、障害、貧困等が複合化した課題を抱える世帯や、だれにも相談できず地域で孤立する高齢者世帯、生活貧困世帯が増加する等、地域福祉を取り巻く課題は複雑化・深刻化しているといえます。

国においては、国民だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支えあいながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を目指すこととしています。平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、①「住民に身近な圏域」において、「地域住民等」（地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者）が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を通じ、包括的な支援体制を整備することが市町村の新たな努力義務とされました。

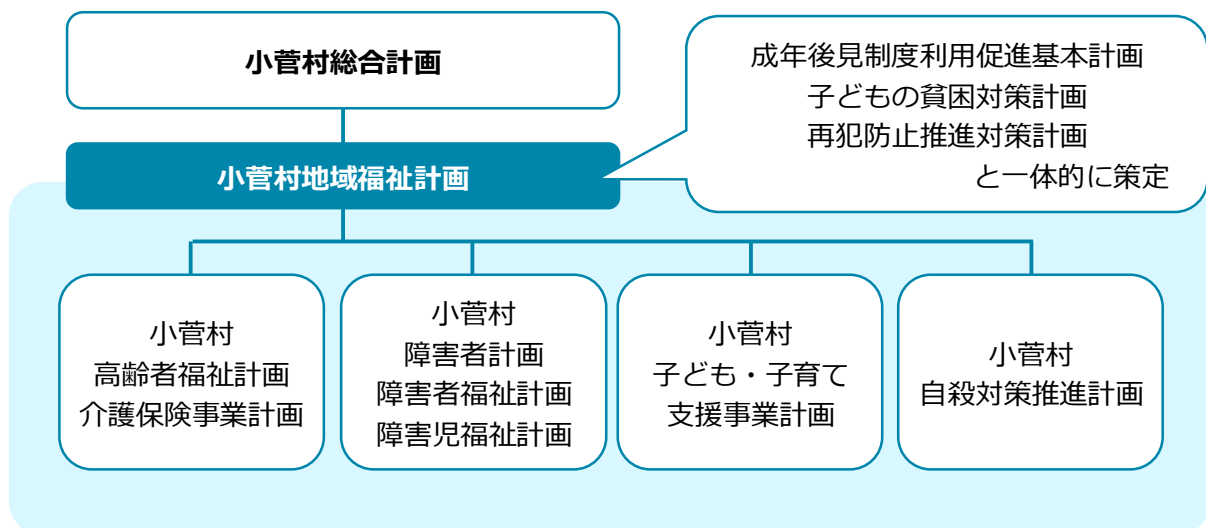
本村においても、地域における課題は複雑化・多様化しており、行政だけではなく、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにし、解決していく必要があります。

この度、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のための施策を総合的に展開していくために小菅村地域福祉計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられ、本村における地域福祉の方向性の総合的な指針となるものです。また、本計画は、小菅村総合計画を最上位計画とし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、自殺対策推進計画などの個別・分野別計画の地域福祉の視点、福祉を推進する上での共通する理念・方針を定めるものであり、個別・分野別計画の上位計画として位置づけられます。

地域生活課題に係る課題に関して総合的に推進していくという観点から、小菅村地域福祉活動計画と整合性を図りながら、「成年後見制度利用促進基本計画」、「子どもの貧困対策計画」「再犯防止推進対策計画」と一体的に策定します。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。計画期間中においては進捗状況を管理・検証し、必要と判断される場合には見直しを行うこととします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
計画期間	本計画									
						次期計画				

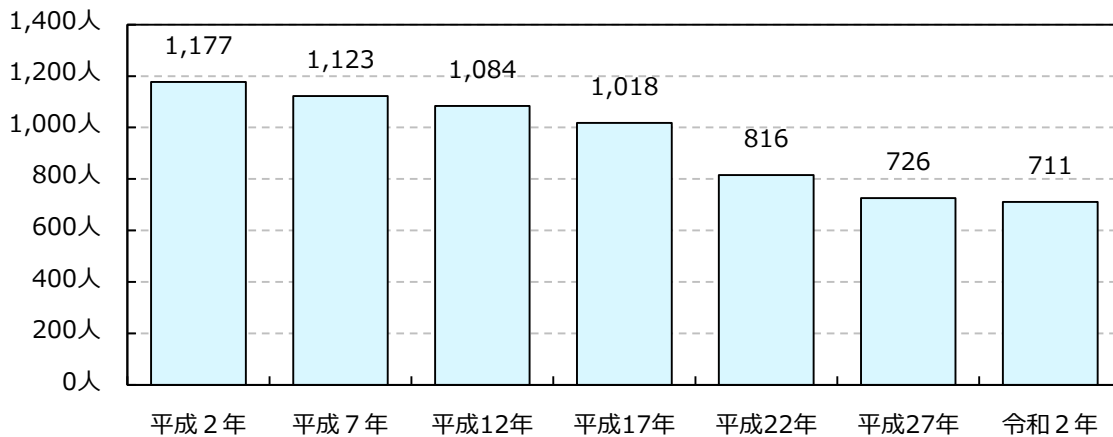
第2章 小菅村の現状

第2章 小菅村の現状

1. 人口と世帯の状況

(1) 総人口

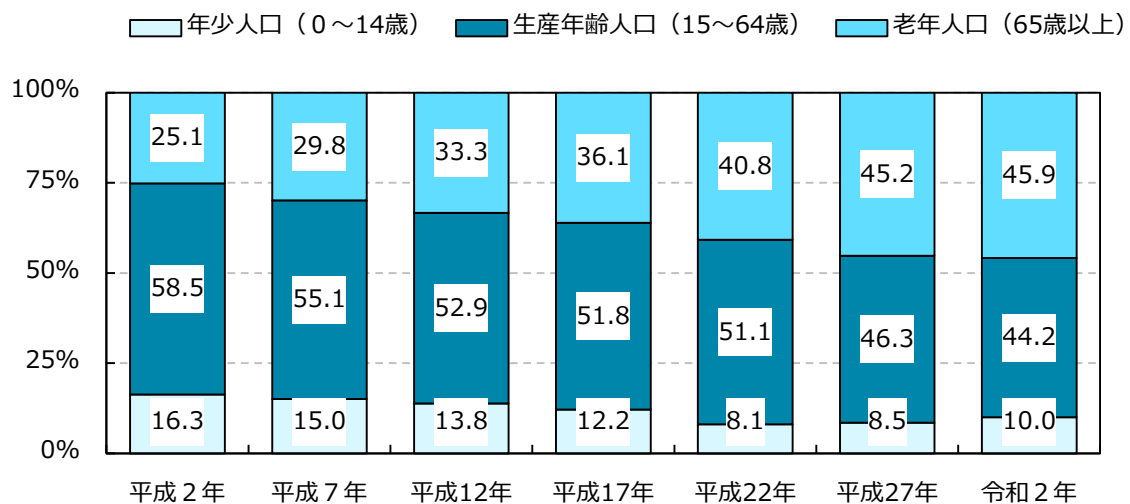
本村の総人口は減少傾向が続いており、平成2年の1,177人から平成22年には1,000人を下回り、令和2年には711人となっています。



資料：国勢調査、令和2年は住民基本台帳（10月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口割合

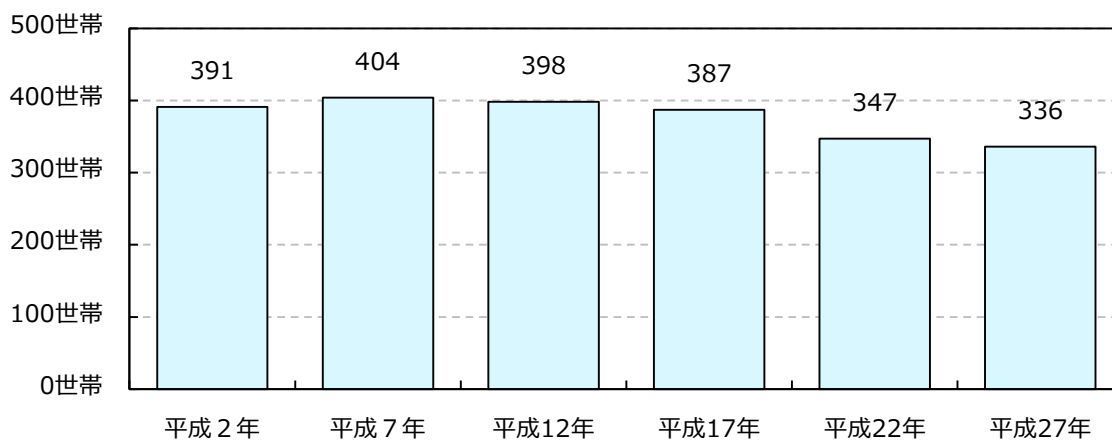
年齢3区分別人口割合の推移をみると、老年人口割合の伸びが顕著であり、令和2年には45.9%となっています。一方で、年少人口と生産年齢人口の割合は減少しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：国勢調査、令和2年は住民基本台帳（10月1日現在）

(3) 世帯数

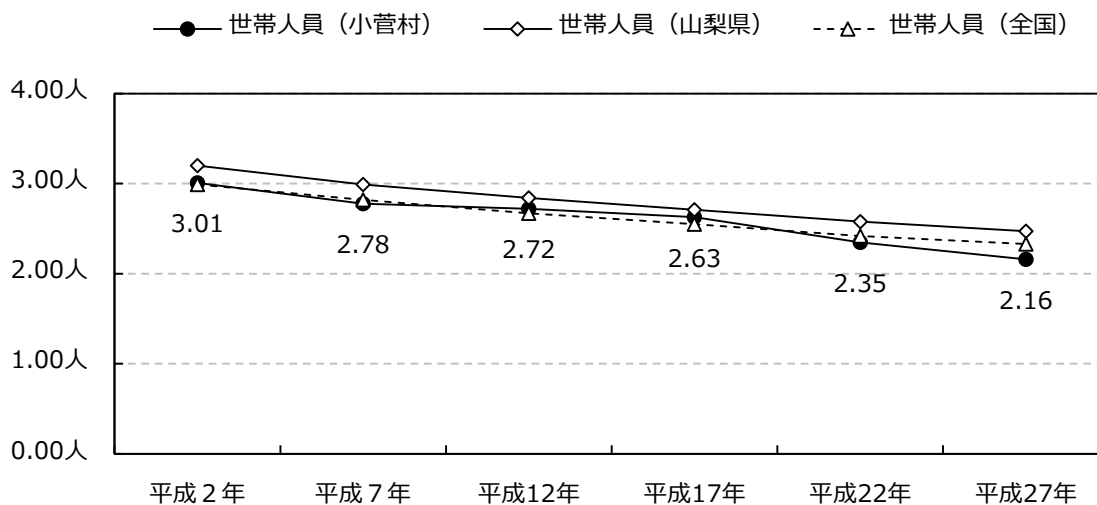
世帯数の推移をみると、平成2年以降年により増減はあるものの、減少傾向となっています。



資料：国勢調査

(4) 1世帯当たりの人員

1世帯当たりの人員の推移をみると、平成2年以降減少傾向にあります。



(単位：人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
小菅村	3.01	2.78	2.72	2.63	2.35	2.16
山梨県	3.20	2.99	2.84	2.71	2.58	2.47
全国	2.99	2.82	2.67	2.55	2.42	2.33

資料：国勢調査

(5) 高齢者世帯

高齢者世帯数の推移をみると、一般世帯総数が減少傾向にあるのに対し、おおむね横ばいで推移しており、高齢者世帯割合が高くなっています。また、単身世帯が増加傾向にあり、平成27年には5世帯に1世帯以上が高齢者の単身世帯です。

(単位：世帯、%)

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
一般世帯総数	391	404	398	387	347	336
65歳以上の 高齢者のいる世帯	214	233	243	245	226	226
	54.7	57.7	61.1	63.3	65.1	67.3
単身世帯	20	31	43	56	57	77
	5.1	7.7	10.8	14.5	16.4	22.9
夫婦のみの世帯	57	72	71	75	72	68
	14.6	17.8	17.8	19.4	20.7	20.2
その他高齢者世帯	137	130	129	114	97	81
	35.0	32.2	32.4	29.5	28.0	24.1

資料：国勢調査

(6) 子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯数の推移をみると、急速に減少し、平成27年には11.6%まで減少しています。また、6歳未満の子どものいる世帯数については一般世帯数の1割以下で推移しています。

(単位：世帯、%)

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
一般世帯総数	391	404	398	387	347	336
18歳未満の 子どものいる世帯	109	97	85	75	52	39
	27.9	24.0	21.4	19.4	15.0	11.6
6歳未満の 子どものいる世帯	42	35	35	29	15	19
	10.7	8.7	8.8	7.5	4.3	5.7

資料：国勢調査

2. 就業状況

(1) 産業構造

産業構造の推移をみると、第1次産業、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。

(単位：人、%)

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
総数	624	620	550	442	376	348
第1次産業	95	94	58	37	50	34
	15.2	15.2	10.5	8.4	13.3	9.8
第2次産業	303	269	226	155	111	91
	48.6	43.4	41.1	35.1	29.5	26.1
第3次産業	226	257	266	250	215	223
	36.2	41.5	48.4	56.6	57.2	64.1

資料：国勢調査

(2) 就業者数と就業率

就業率の推移をみると、平成2年以降年により増減はあるものの、減少傾向にあります。

(単位：人)

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
15歳以上人口	985	954	934	894	750	664
労働力人口	632	623	561	476	403	360
就業者	626	620	550	443	388	348
完全失業者	6	3	11	33	15	12
就業率 (%)	63.6	65.0	58.9	49.6	51.7	52.4

資料：国勢調査

3. 高齢者・障害者の状況

(1) 要介護（要支援）認定者

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、横ばい傾向で推移し、要介護3、要介護4、要介護5がやや多くなっています。

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要支援	14	9	9	8	8
要支援1	8	4	2	2	4
要支援2	6	5	7	6	4
要介護	48	57	53	54	48
要介護1	11	16	13	11	8
要介護2	10	11	11	10	8
要介護3	11	10	14	13	10
要介護4	9	10	5	8	12
要介護5	7	10	10	12	10
合計	62	66	62	62	56

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

(2) 身体障害者

身体障害者数の推移をみると、令和元年までは20人前後となっていました。令和2年には26人と大幅に増加しました。

障害程度別の推移をみると、1級～3級に増減があるものの4級～6級はそこまで変動がなく令和2年には1級が最も多くなっています。

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	10	8	9	7	10
2級	4	5	3	3	4
3級	2	3	2	2	5
4級	2	3	2	2	3
5級	2	2	2	2	2
6級	1	2	2	1	2
合計	21	23	20	17	26

資料：身体障害者手帳交付台帳

(3) 知的障害者

知的障害者数の推移をみると、令和2年には7人となっており平成28年から横ばいで推移しています。

年齢別の推移をみると、18歳以上がほとんどであり、障害程度別にみると重度（A）と中軽度（B）が同程度となっています。

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
18歳未満	1	1	1	1	1
重度（A）	1	1	1	1	1
中軽度（B）	0	0	0	0	0
18歳以上	6	6	6	6	6
重度（A）	3	3	3	3	3
中軽度（B）	3	3	3	3	3
合計	7	7	7	7	7

資料：療育手帳交付台帳

(4) 精神障害者

精神障害者数の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳保持者は、ほぼ横ばいで推移していますが、通院医療費公費負担の利用者については、微増傾向にあります。

(単位：人)

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
1級	0	0	0	1	1
2級	4	4	5	4	3
3級	2	2	1	0	2
合計	6	6	6	5	6
通院医療費公費負担利用者	4	4	5	6	5

資料：精神障害者保健福祉手帳交付台帳

4. 地域福祉に関わる資源の状況

(1) 民生児童委員

民生児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年となっており、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

主な職務は、村民の生活実態の把握、要援護者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力です。

小菅村では、令和2年で9人の民生児童委員が活動しています。

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
民生児童委員	9	9	9	9	9

資料：福祉行政報告例

(2) ボランティア活動

小菅村では特定のボランティア団体はありませんが、お互いに顔の見える関係性の中で、ともに助け合う共助の文化が根付いています。血縁や地縁をもとにした支えあいのほかにも村民それぞれが、老人クラブ会員として、小菅村女性の会会員として、自治会の役員として、NPO法人多摩源流こすげの会員としてなど様々な役割を持ち、住みやすいむらづくりに向けたボランティア活動を担っています。

(3) 小菅村社会福祉協議会

設立当初より、村民の福祉相談窓口として、村住民課と密に連携を図りながら多様な相談事業を行っています。

社会福祉協議会では村唯一の介護サービス事業所としての役割もありますが、地域共生社会の実現に向け、その中心的役割を担う存在として村民の皆様に広く知っていただいています。

◎ 社会福祉協議会での実施事業

- ホームヘルプ事業
- 日赤業務
- 心配ごと相談所開設
- 居宅介護事業所運営
- 共同募金
- 地域包括支援センター運営受託
- 地域密着型通所介護サービス事業所運営

(4) その他の福祉に関する活動

地域包括支援センターのタマリバ事業では、村民の集いの場づくりを進めています。村民が日常生活の中で年齢・性別の様々な人同士で集うことで介護予防事業の効果的な実施や予防意識の向上、ボランティア意識の向上、新たな社会参加の促進など素晴らしい成果を上げています。今後の地域共生社会の実現に向け、効果のある事業としてさらなる取り組みが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本村では、だれもが幸せを実感し笑いあえる地域、支えあいや助けあいが自然と行われるむらづくりを推進するために「～みんなで 支えあう 助けあう 笑いあう～ たくさんの幸せが憩うむら こそすげ」を基本理念とし、地域生活課題の解決、地域福祉の推進に取り組んできました。これは、国が目指す、だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支えあいながら活躍できる「地域共生社会」の実現に関する考え方と通じるものです。

以上のような考えから、本計画においても前回計画の考え方、基本理念を踏襲し、以下を基本理念とし、地域福祉を推進していきます。

～みんなで 支えあう 助けあう 笑いあう～

たくさんの幸せが憩うむら こそすげ

2. 基本目標

基本理念の実現にあたっては、以下の3点を基本目標とし、施策を推進します。

1. 支えあいの輪を拡げる地域づくり
2. 安心して生活できる環境づくり
3. 暮らしやすい生活の基盤づくり

3. 施策の体系

～みんなで 支えあう 助けあう 笑いあう～
たくさんの幸せが憩うむら こそすげ

基本目標 1 支えあいの輪を広げる地域づくり

1. 福祉意識の醸成
2. 共に支えあう環境の充実

基本目標 2 安心して生活できる環境づくり

1. 多様な福祉サービスの充実
2. サービス利用の促進

基本目標 3 暮らしやすい生活の基盤づくり

1. 安全・安心な生活環境の充実
2. 生活しやすいむらづくりの推進

第 4 章 推進施策

第4章 推進施策

基本目標1 支えあいの輪を拡げる地域づくり

1. 福祉意識の醸成

地域住民が性別や年齢、国籍、障害の有無等に関わらず、お互いに理解・尊重し、共に助けあう地域を実現していくためには、福祉意識の醸成が必要不可欠です。

しかし、近年、ライフスタイルの変化による地域のつながりの希薄化等により、福祉意識を学ぶ機会は減少しているといえます。

福祉意識の啓発活動や福祉教育を推進することで、福祉意識の醸成を図ります。

(1) 福祉意識の啓発

- 広報誌やホームページ等の様々な情報媒体を活用し、地域福祉に関する情報を発信します。
- 住民の地域福祉に関する正しい理解が得られるよう、講習会や研修等のイベントを実施します。

(2) 福祉教育の推進

- 学校と連携し、福祉の心を育む教育を充実させます。
- 地域福祉に関して学ぶことができる生涯学習活動を充実させます。

2. 共に支えあう環境の充実

行政サービスだけでは、多様化する福祉ニーズに対応できない状況です。行政サービスだけではなく、地域で共に支えあう環境を充実させることが必要となっており、地域における支えあいが地域課題の解決につながるといえます。

地域福祉の人材育成・確保や地域福祉コミュニティづくりの推進、地域の支えあい活動の充実、各種活動団体の交流・連携を通じて、共に支えあう環境を充実させます。

(1) 地域福祉の人材育成・確保

- 地域や社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手育成を推進するための講座や研修を支援します。
- ボランティア活動や地域活動を支援します。
- 地域における担い手の発掘に努めます。
- ひきこもりサポーターの育成等、制度の狭間の課題に対応した人材育成を行います。

(2) 地域福祉コミュニティづくりの推進

- 地域で声掛けやあいさつが自然と行えるような関係づくりに関する啓発を行います。
- 社会福祉協議会と連携しながら、地域の公民館や公的施設を活用し、住民が気軽に集える場の整備に努めます。
- 祭りや運動会等の地域行事の開催を通じて、地域におけるつながりを深めます。

(3) 地域の支えあい活動の充実

- 地域で住民同士が支えあい、見守りができるよう啓発を行います。
- 地域における支えあい活動について支援していきます。
- 地域活動を行うことができる場を、社会福祉協議会と連携し、整備していきます。

(4) 各種活動団体の交流・連携

- 地域で活動するボランティア団体や地域活動について、社会福祉協議会等と連携し、広報誌やホームページ等を通じて、活動の情報を住民に対して発信します。
- 地域における様々なイベントの開催や、地域住民が主体的に運営する活動を支援します。

基本目標2 安心して生活できる環境づくり

1. 多様な福祉サービスの充実

だれもが住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、多様な福祉サービスが充実している環境が必要不可欠です。しかし、福祉に関するニーズは多様化・複雑化しており、多様な福祉サービスを充実させることが重要となっています。

高齢者や子育て世帯、障害者等の支援を必要とする住民を支える福祉サービスの充実を図っていきます。

(1) 高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できる高齢者福祉サービスを展開します。

(2) 子育て支援サービスの充実

- 子ども・子育て計画に基づき、子育てがしやすいむらを実現できるよう、子ども子育て施策を充実させます。

(3) 障害者支援サービスの充実

- 障害者計画や障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、だれもが障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会が実現できるよう、障害福祉・障害児福祉サービスを充実させます。

(4) 権利擁護の推進

- 成年後見制度の周知・普及を図ります。
- 地域包括支援センターや村職員の資質の向上を図り、成年後見制度に関する相談ができる体制を充実させます。
- 周辺自治体（山梨県上野原市）と連携し、成年後見制度の実施体制を整備していきます。
- 専門職団体や地域の関係機関等が連携し、本人や後見人を支援する体制を整備します。
- 研修等の実施を通じて、市民後見人の育成に努めます。
- 関係機関や地域と連携し、虐待防止に関する啓発や早期発見・早期支援体制の充実を図ります。

(5) 子どもの貧困対策の推進

- 経済的な理由による就学が困難な子どもに対して、学校給食費等の就学に必要な費用を助成します。
- 学校や地域と連携し、子どもが学力を身につけられる機会の提供や学習支援、居場所づくりを行います。
- 生活困窮家庭やひとり親家庭に対して、安定した就労につながる支援を行います。

(6) 再犯防止対策の推進

- 矯正施設出所者等が出所後福祉サービスを受けられるように、矯正施設等の公的機関や福祉機関との連携強化を図ります。
- ハローワーク等との連携や相談等を通じて就労支援を行います。
- 村営住宅に関する情報提供等、住居の確保を支援します。
- 学校やスクールカウンセラー等と連携し、児童・生徒の立ち直りを支援します。
- 「社会を明るくする運動」強調月間等にあわせて啓発活動を行い、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めます。

2. サービス利用の促進

福祉サービスが充実しているだけでは十分とはいえず、サービスを必要としている住民が必要なサービスを受けることができる環境を整備していくことが必要です。多様化する情報媒体に対応した情報提供体制の整備や、深刻な状況に陥る前に支援につなげる相談体制の構築が求められています。

情報提供体制や相談支援体制の充実を図ることで、サービス利用を促進していきます。

(1) 情報提供体制の充実

- 広報誌やホームページ、SNS等の様々な情報媒体を活用し、福祉サービスや制度等についての情報提供を充実させます。
- 必要な人が必要なときにサービスを受けられるような情報発信体制を整備していきます。

(2) 相談支援体制の充実

- 適切な支援サービスにつなげるために、庁内の連携を強化し、分野を横断した相談支援体制を整備します。
- 相談事業を通じて、ひきこもりやサービス利用拒否等の制度の狭間に関する課題を解決していきます。
- 相談員や職員の専門性の向上や関係機関との連携を強化することで、相談支援体制の充実を図ります。
- 相談窓口の周知に努めます。

基本目標3 暮らしやすい生活の基盤づくり

1. 安全・安心な生活環境の充実

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、安全・安心な生活環境が必要不可欠です。振り込め詐欺等の高齢者や障害者を狙った犯罪を防止するとともに、災害時において自力で避難できない人を支援する体制を整備していくことが必要です。

防犯活動の促進、防災体制の充実を図ることで、安全・安心な生活環境を充実させます。

(1) 防犯活動の促進

- 防犯に関する情報の発信を充実させます。
- 振り込め詐欺や悪徳商法、子どもを巻き込む事件等を防止するために、地域や関係機関との連携を強化するとともに、啓発活動を行います。
- 地域と連携した防犯パトロールを行います。
- 交通安全教室の実施等を通じて、地域における交通安全対策を推進します。
- 高齢者ドライバーに対して免許返納に関する啓発を行います。

(2) 防災体制の充実

- 地域の自主的な防災組織との連携を強化するとともに、活動を支援します。
- 避難場所に関する情報や防災対策に関する情報を住民に発信します。
- 避難行動要支援者名簿を整備するとともに、地域と連携した日常的な見守り活動を行います。

2. 生活しやすいむらづくりの推進

外出しやすい環境や、外出・移動に関する支援を充実させることは、生活のしやすさや心身の健康にもつながるため、必要不可欠であるといえます。

ユニバーサルデザインの推進や外出・移動手段の充実を図ることで、生活しやすいむらづくりを推進していきます。

(1) ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づいたむらづくりを推進します。
- バリアフリーやユニバーサルデザインについての普及・啓発を行います。

(2) 外出・移動手段の充実

- 村営バスや外出支援サービスに関する周知を行うことで、利用促進を図ります。
- 住民の外出・移動手段に関するニーズを把握し、必要なサービスを検討していきます。

(3) 村民の集いの場の基盤づくり

- 村民が日常生活の一部として集うことのできる場づくりに向け、プラットフォーム構築に向けた検討を進めていきます。

第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、関係機関、地域、医療機関等との連携を図ります。
また、庁内の関係各課が連携し、総合的・全庁的な施策の展開を図ります。

また、地域福祉の実現には、行政だけでなく、地域住民や地域を構成する様々な関係団体の参画が必要となります。自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、様々な主体が地域福祉の実現に向けて参画できる環境を整えながら計画を推進していきます。

2. 計画の点検・評価

計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（P D C Aサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。また、小菅村社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」との調整を図ります。

小菅村地域福祉計画

発行年月：令和3年3月

編集：小菅村 住民課

〒409-0211

山梨県北都留郡小菅村4698番地

TEL 0428-87-0111

FAX 0428-87-0933